様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2026年 2月 3日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃえすえむえすでーたてっく  一般事業主の氏名又は名称 株式会社エス・エム・エス・データテック  （ふりがな）まつばら　てつろう  （法人の場合）代表者の氏名 松原　哲朗  住所　〒104-0044  東京都 中央区 明石町８－１　聖路加タワー２９Ｆ  法人番号　8010001074712  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX基本方針 | | 公表日 | ①　2025年12月15日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社HPの「DX基本方針」にて公表  　https://www.sms-datatech.co.jp/dx\_policy/  　1.企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定 | | 記載内容抜粋 | ①　当社はITのプロフェッショナルとして、お客様企業のDX実現の伴走を通じた社会への価値創造と新たな需要創出による日本経済の発展に、これからも貢献をし続けてまいりたいと考えております。それと同時に今後は更に私たち自身がITテクノロジーを活用したイノベーションを自ら興し、DXによって社会に新たな需要を自ら創出する。そんな企業に真価をしてまいりたいと考えています。  創業以来培ってきたITシステムの運用・開発業務の技術とノウハウの活用と、デジタルトランスフォーメーション（DX）を全社的な戦略として位置づけ、企業価値の最大化を目指しています。業務効率化、売上向上、社員満足度の向上を目標とした、技術の導入、管理の最適化、環境の改善を積極的に推進していきます。これらの取り組みにより、当社は持続可能な成長と社会貢献を実現し、DXを通じ新たなビジネスチャンスを創出していきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　本公表内容は取締役会にて承認された方針に基づき作成された内容になります。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX基本方針 | | 公表日 | ①　2025年12月15日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社HPの「DX基本方針」にて公表  　https://www.sms-datatech.co.jp/dx\_policy/  　2.企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定 | | 記載内容抜粋 | ①　　（１）自動化ツール導入及び社員デジタルスキル向上  　　　　RPAをはじめとした自動化ツールを積極的に導入しております。  　　　　また、社員自らが自動化ツールを効率的に活用できるようe-ラーニングの環境を提供し、  　　　　社員のデジタルスキルを飛躍的に向上させております。  　　　　これにより定型的な作業の大幅な稼働削減を実現し、顧客への価値提供の時間確保に努めております。  　（２）営業情報の一元管理による売上向上  　　　　リードの創出から営業活動の促進、カスタマーサービスの効率化のため、営業支援ツールを導入し、営業情報の一元管理するとともに、  　　　　商談の進捗管理も自動化することで、効率的な営業活動を支援し、蓄積した営業情報を可視化し、  　　　　営業活動の状況把握や施策の検討に活用することで、売上向上に繋げています。  　（３）リモートワーク環境の提供による社員満足度向上  　　　　リモートアクセスツールを導入し、社外から社内データをセキュアに活用できる環境を整備することで社員へ柔軟な働き方を提供し、  　　　　生産性および従業員満足度の向上に繋げています。  　（４）顧客へのDX推進サポート  　　　　当社は、金融業、官公庁をはじめとする大規模なITシステムの保守・運用業務を主力事業としており、長年培った技術・  　　　　ノウハウをより多くのお客様にご活用いただくことにも注力しています。また、社内活用で得たDXのノウハウを  　　　　弊社独自の運用自動化ソリューションに組み込み、お客様のDX推進を強力にサポート致します。  　（５）生成AI事業創出＆社内活用推進  　　　　生成AIの急速な技術進化と市場拡大を捉え、各本部の既存アセットや強みと掛け合わせて新たな価値を生み出す事業を創出し、  　　　　将来の中核事業としての確立を目指す。その知見を獲得・蓄積するために本社に生成AI事業局を設置し、各本部にはAIリテラシーを備えた  　　　　生成AIアンバサダーを育成・配置することで、社内での活用を促進し、実践的な活用事例の創出に繋げる。  　（６）見える化＆数字公用語化  　　　　自律分散型型組織に向けた基盤を築くため、社内の「人」と「仕事」に関する情報共有を深めるとともに、  　　　　各部門の今期の重要KPIをオープンボード化し、全社員が他部門を含め会社全体の状況を把握できる状態をつくる。  　　　　これにより、データに基づく意思決定を全社的に促進しています。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　本公表内容は取締役会にて承認された方針に基づき作成された内容になります。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DX基本方針  　2-①.戦略を効果的に進めるための体制の提示 | | 記載内容抜粋 | ①　当社はDX推進に関する戦略を効果的に進めるためにDX推進室を設立します。担当取締役を筆頭にDX推進室にて、お客様へのDX推進の提案及びDX関連の調査、社内周知を行ってまいります。  また、人材育成・確保に関してはビジネスパートナーと共に共創プロジェクトを活用しIT技術者の育成を行い、ビジネスパートナーとの連携を強化してまいります。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DX基本方針  　2-②.最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示 | | 記載内容抜粋 | ①　当社は最新の情報処理技術を活用するための環境整備の方策として、以下のような取り組みを積極的に行っています。  　（１）自動化ツールの導入  　　　　最新の情報処理技術を活用し、業務効率化をより推進するための環境整備として、RPAをはじめとした  　　　　自動化ツール（AI-OCR/処理連携基盤/ローコード開発プラットフォーム等）を導入しました。  　　　　これらのツールにより取得される業務処理データや実行結果を把握し、業務改善の検討に活用できる環境として整備しています。  　（２）社員育成と能力開発  　　　　自動化ツールを効率的に活用できるようにe-ラーニングを導入し、社員が必要な知識・スキルを習得できる環境を整備し社員育成と  　　　　能力開発に努めております。  　（３）営業支援ツールの導入  　　　　営業情報の一元管理により、リードの創出から営業活動までをサポートするため、営業支援ツールを導入しました。  　　　　本ツールに蓄積される営業データについては、可視化や分析を行い、営業活動の状況把握や施策の検討に活用できる環境として  　　　　整備しています。  　（４）リモートアクセスツールの導入  　　　　社外から社内データをセキュアに活用できる環境として、リモートアクセスツールを導入しました。  　　　　これにより、場所に依存せず必要なデータにアクセスし、業務遂行や意思決定に活用できる環境を整備しています。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX基本方針 | | 公表日 | ①　2025年12月15日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社HPの「DX基本方針」にて公表  　https://www.sms-datatech.co.jp/dx\_policy/  　3.戦略の達成状況に係る指標の決定 | | 記載内容抜粋 | ①　当社のDX推進の達成状況に係る指標については以下の通り定め、定期的に進捗確認を行っております。  　　・e-ラーニングの受講状況および外部の認定資格の取得人数  　　・営業支援ツールに蓄積されたデータを用いて可視化した商談化率などの営業指標  　　・RPA等の自動化ツールの活用状況や対象業務数など、業務自動化施策の進捗指標  　　・営業支援ツールの活用による営業受注額および売上高の推移。なお、商談化率については営業支援ツールのデータから現状値を把握したうえで、  　　　前年比での改善を目標とし、営業情報の一元管理によるDX施策の効果を評価します。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年12月15日 | | 発信方法 | ①　DX基本方針  　当社HPの「DX基本方針」にて公表  　https://www.sms-datatech.co.jp/dx\_policy/  　4.代表取締役からのメッセージ | | 発信内容 | ①　当社が見つめているのはDX推進の先にある未来です。社会インフラとして守り続けるITと、新しい価値や変革を生み出すIT、そのどちらにも携わることで磨いてきた独自の技術・ノウハウを、より多くのお客様へお届けしてまいります。そしてあらゆる産業や人々の暮らしをよりよく快適に、もっと幸せにする精神で、全社一丸となってデジタルテクノロジー×情熱で挑み続けてまいります。  株式会社SMSデータテック　代表取締役社長　松原 哲朗 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年 3月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施している。本申請の際に「DX推進指標」の自己診断フォーマットを添付する。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2011年 2月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 情報セキュリティ対策としてISMSの継続認証及び、Pマークの継続認証中。  継続していく際にセキュリティ監査を実施。  　・ISMSは2011年2月より認証継続中  　・Pマークは2018年8月より認証継続中 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。